

○長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例施行規則

平成 25 年 4 月 1 日
長崎県病院企業団規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例（平成 25 年長崎県病院企業団条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第 2 条 条例第 2 条の規定により企業長が支援資金を貸与することができる助産師を養成するための課程は、1 年課程のものとする。

2 同条の規定により支援資金の貸与を受けようとする者は、助産師養成支援資金貸与申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、院長を経て、企業長に提出しなければならない。

(1) 連帯保証書（様式第 2 号）

(2) 合格証

(3) 授業料等証明書

3 院長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、意見を付して企業長に達しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第 3 条 企業長は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、支援資金の貸与を決定し、院長を経て助産師養成支援資金貸与決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(借用証書)

第 4 条 前条の規定により支援資金の貸与の決定を受けた者は、院長を経て、助産師養成支援資金借用証書（様式第 4 号）を企業長に提出しなければならない。

(支援資金の貸与)

第 5 条 院長は、条例第 3 条第 1 項に掲げる経費で、入学金、授業料、実習料及びその他修学にあたって最低限必要と認められる経費は一括して、修学補助費は毎月、貸与者に貸与する。

(連帯保証人)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項の規定により貸与を受けようとする者が立てなければならない連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

2 前項の連帯保証人のうち 1 人は父母兄弟又はこれに代わるものでなければならない。

(被貸与者の義務)

第 7 条 被貸与者は、修学期間中、専ら修学先で指示された事項に従わなければならない。

2 被貸与者は、院長を経て、修学期間終了後 1 週間以内に助産師養成課程報告書（様式第 5 号）を、企業長に提出しなければならない。

(被貸与者の決定の取消し)

第 8 条 企業長は、条例第 5 条の規定により支援資金の貸与を取り消し、又は停止したときは、院長を経て、助産師養成支援資金貸与取消通知書（様式第 6 号）又は助産師養成支援資金貸与停止通知書（様式第 7 号）により被貸与者に通知するものとする。

(在職期間の計算)

第9条 条例第6条及び第7条の在職期間を計算する場合において、当該期間中に休職、停職、育児休業、自己啓発等休業の期間があるときは、当該期間を在職期間から控除する。

- 2 前項の規定による在職期間を計算する場合において、当該期間中に育児短時間勤務をした期間があるときは、育児短時間勤務をした日数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数(38時間45分)」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た日数を在職期間とする。この場合、算出した日数に1日未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

(返還債務の裁量免除)

第10条 企業長は、被貸与者の病院の在職期間が条例第6条第1号の期間(以下「必要勤務期間」という。)に達しなかった場合で、被貸与者がやむを得ない理由により退職したときは、病院に在職した期間を必要勤務期間で除して得た数に、貸与された支援資金の額を乗じて得た額の返還を免除することができる。

- 2 前項の病院の在職期間の起算日は、助産師の免許を取得した日の翌日とする。

(返還免除)

第11条 条例第6条又は第8条の規定により支援資金の返還の免除を受けようとする者は、院長を経て、助産師養成支援資金返還免除申請書(様式第8号)を企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、前項の申請をした者に対し、支援資金の返還免除を決定したときは、院長を経て、助産師養成支援資金返還免除通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(支援資金の債権管理)

第12条 院長は、債権管理簿を作成し、債権の管理を行うものとする。

- 2 債権管理の方法は、長崎県の例による。

(定めのない事項)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

本籍地
住 所
電 話
氏 名
性 別 男・女 年 月 日 印 日生

助産師養成支援資金貸与申請書

助産師養成支援資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与決定後は、長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例に定められた事項を遵守することを誓います。

記

1. 貸与総額 金 円也
2. 貸与期間 年 月から 年 月まで（ か月）
3. 修学期間 年 月 日から 年 月 日
4. 修学先

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

連帯保証人	住所			
	職業			
	氏名			印
		年	月	日生
	本人との関係			
連帯保証人	住所			
	職業			
	氏名			印
		年	月	日生
	本人との関係			

保 証 書

下記の者が助産師養成支援資金の貸与を受けたうへは、その連帯保証人となり、長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例に従い、下記の者と連帯して債務を負担します。

記

修学先

住所			
氏名			
	年	月	日生

(注) この保証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長の証明書を添付すること。

年 月 日

様

長崎県病院企業団企業長 印

助産師養成支援資金貸与決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった 年度助産師養成支援資金の貸与については、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定番号	第	号			
修学先名					
貸与金額	金		円也		
貸与期間	年	月から	年	月まで	

様式第4号（第4条関係）

助産師養成支援資金借用証書

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

決定番号	第	号	
借受人	住所		
	氏名		印
連帯保証人	住所		
	氏名		印
連帯保証人	住所		
	氏名		印

長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例に基づく 年度助産師養成支援資金を
次のとおり借用します。

借用金額 金 円
貸与期間 年 月から 年 月まで

（注）連帯保証人の押印する印章は、印鑑証明のあるものとする。

様式第5号（第7条関係）

助産師養成課程報告書

平成 年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

病院名
職氏名

下記のとおり、助産師養成課程を修了しましたので報告します。

記

1 修学先

2 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 添付資料

（カリキュラム概要など参考となる資料を添付すること。）

様式第6号（第8条関係）

年 月 日	
様	
長崎県病院企業団企業長 印	
助産師養成支援資金貸与取消通知書	
長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例第5条の規定により、 助産師養成支援資金の貸与を取り消す。	
取 消 年 月 日	年 月 日

様式第7号（第8条関係）

年 月 日	
様	
長崎県病院企業団企業長 印	
助産師養成支援資金貸与停止通知書	
長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例第5条の規定により、 助産師養成支援資金の貸与を一時停止する。	
停 止 年 月 日	年 月 日 から

様式第8号（第11条関係）

年 月 日		
長崎県病院企業団企業長 様		
決定番号 第 号	住所	
氏 名	印	
助産師養成支援資金返還免除申請書		
下記のとおり、助産師養成支援資金の返還の免除を申請します。		
記		
支援 資金	貸 与 総 額	円
	返 還 未 済 額	円
	返還免除を受けようとする額	円
助産師免許取得日	年 月 日	
在職した病院の名称 及び在職期間	病 院 の 名 称	在 職 期 間
		年 月 日～ 年 月 日
休業、休職、停職 の期間	休業、休職、停職の別	期 間
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
免除を申し出る理由		

- (注) 1 心身の故障の著しい障害の場合は、医師の診断書を添付すること。
 2 死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添付して遺族が申請すること。
 3 在職期間は、助産師の免許を取得した日の翌日を起算日とすること。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日		
様		
長崎県病院企業団企業長 印		
助産師養成支援資金返還免除通知書		
長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例第6条（第8条）の規定により、下記のとおり助産師養成支援資金の返還を免除する。		
記		
支 援 資 金	貸 与 総 額	円
	返 還 済 金 額	円
	返 還 未 済 額	円
	返 還 免 除 額	円